

2009 MODU コードの改正に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び P 編
安全設備規則
無線設備規則
居住衛生設備規則
揚貨設備規則
鋼船規則検査要領 B 編及び P 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

2009 MODU コードの改正に関する事項

改正理由

2010 年 4 月にメキシコ湾で発生した石油掘削施設「Deepwater Horizon」の爆発事故を契機に、IMO において 2009 年に採択された移動式海洋掘削船に関する構造設備規則（2009 MODU コード）の見直しが行われてきた。

そして、2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、同コードの改正が、決議 MSC.435(98)として採択された。この改正では、一般的な貨物船における火災と比べて大規模な被害を引き起こす炭化水素火災に対応すべく、火災安全設備、救命設備、電気設備、自動船位保持設備等に関する規定を強化している。

このため、最新の 2009 MODU コードを参考に、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) 製造中登録検査において、工事の着手に先立ち本会が提出を要求している海洋構造物等の作業関係の書類は、参考用ではなく承認用の書類である旨に改めた。
- (2) 海底資源掘削船における危険場所の定義を改めた。また、持運び式又は移動式の電気機器及び火花を発する機器の危険場所での取り扱いに関して規定した。
- (3) 炭化水素火災を想定した火災試験が要求される「H」級仕切りを定義し、特定の場所において、境界に「H-60」級の保全防熱性を要求する旨を規定した。
- (4) 自動船位保持設備の運転に必要な機器の停止は、ウェルの健全性にかかわる運転制御機能、手動操作を用いた船位保持機能等を維持したまま行われなければならない旨を規定した。
- (5) 掘削用甲板に対する固定式消火装置の仕様を改めた。
- (6) 海洋構造物等には、閉囲区画に入るための手順書を備える旨を規定した。
- (7) 船長が割当てられた海洋構造物等の場合は、常に船長を責任者としなければならない旨を規定した。
- (8) 海洋構造物等で実施される海上漂流者回収の操練は少なくとも 3 ヶ月に 1 回実

施しなければならない旨を規定した。また、ダビット進水式の救命いかだの操練の頻度及び訓練専用の救命いかだの標示に関する要件を規定した。

(9) 閉囲区画への立入り及び救助の操練に関する要件を規定した。

(10) 「H」級仕切りの承認及び認定要領を規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 12.2.2

鋼船規則 P 編 1.2.16, 1.2.35, 1.2.36, 11.2.3, 14.2.2, 14.2.3, 15.2.6, 18.1.1, 18.2.11, 18.2.14, 18.2.15, 18.2.16, 18.2.17, 18.3.1, 18.3.2

安全設備規則 1 編 1.1.1

無線設備規則 1.1.1

居住衛生設備規則 3 編 4.1.7

揚貨設備規則 1.1.1

鋼船規則検査要領 B 編 B12.2.2

鋼船規則検査要領 P 編 P1.2.35, P14.2.2, P18.1.1, P18.2.2, P18.2.14, P18.2.15, P18.2.16, P18.3.1

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 4 編 1.1.1, 1.2.14, 1.3.13, 1.4.3, 1.10.2, 1.13.9